

差別をなくすために

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

差別と規定されるのは

- ① 障がいを理由にサービスの提供を拒否したり、制限や条件をつけること
- ② 障がいのある方から何らかの配慮を求められても、できる範囲の合理的配慮を行わないこと

差別しないことはもとより、障がいのある方一人一人にとって「何が必要か？」を考え、その状況に応じた工夫や配慮を、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことが重要です。

- ・利用しにくい施設や設備
- ・実情に合わない制度
- ・障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など
- ・障がいのある方への偏見

これらを取り除くための
時間・ルール・施設を変える
補助・サービスを提供する

合理的配慮ってこんなこと

- ・車いすの方が電車などの乗り物に乗る時に手助けをする
- ・歩く速度を合わせる
- ・手話のできる人を配置する
- ・本人に対して、どこにいることがいいかを聞く（位置や距離など、聞こえやすいか、介助しやすいか、安心するか）
- ・手助けが必要か確認する



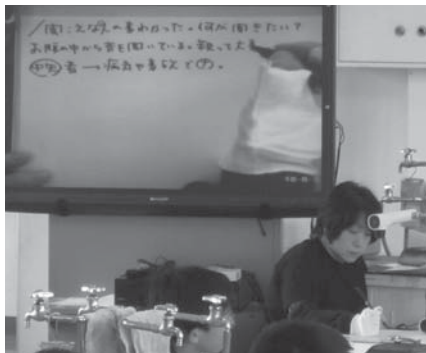
車椅子を押してあげたり、窓口では椅子を移動させて受け付けしやすくします。



要望があったとき、窓口到手話通訳者を配置します。筆談で応じることもあります。

手話通訳者・要約筆記者が、講演会や窓口などで活躍しています。

派遣依頼は、障がいのある方の希望や同意の上で、派遣日の7日前までに手話は福祉課、要約筆記者は社会福祉協議会へご相談ください。



要約筆記者は話した内容を要約し、文字に書いて表示します。

「虐待かもしれない」と思ったら

まずはご相談ください。

虐待の事実自体が分かりにくく見えにくかったり、虐待している人が隠したりすることがあります。その相談が虐待防止の大事な一歩です。

障がい者への虐待に関する相談

- 平日（午前8時30分～午後5時15分）
福祉課 ☎66♦1106 FAX66♦3130
障がい者虐待防止センター ☎68♦3612
- 平日夜間（上記以外）・休日（24時間）
市役所当直 ☎66♦1111 FAX66♦1207
※一度当直で受付をしてから、福祉課担当者から折り返しご連絡します。

- ◎ 個人情報は厳守します。
- ◎ 相談を受け、関係機関が連携して事実確認を行います。

26年度の相談件数 14件
（うち児童対象3件）
確認し、実際に虐待があった件数 3件
（うち児童虐待1件）